

公益社団法人 計測自動制御学会 システムインテグレーション部門賞・表彰規程

平成 12 年 7 月 18 日制定

平成 12 年 11 月 10 日改訂

平成 14 年 4 月 1 日改訂

平成 17 年 11 月 18 日改訂

平成 23 年 11 月 21 日改訂

1. 部門賞・表彰の設置

システムインテグレーション分野の活性化をはかる一環として計測自動制御学会 システムインテグレーション部門賞（以下部門賞と呼ぶ）および計測自動制御学会 システムインテグレーション部門表彰（以下部門表彰と呼ぶ）を設ける。

2. 部門賞・部門表彰の対象

部門賞は、業績・研究発表・功績を対象とする賞であり、その内容により、次の 5 賞を置く。また、部門表彰として、部門貢献表彰を置く。

（1）部門学術業績賞は、システムインテグレーションの分野で萌芽的あるいは発展性のある学術業績を挙げた個人、または団体に原則 1 件に贈る。

（2）部門技術業績賞は、システムインテグレーションの分野で萌芽的あるいは発展性のある技術開発面での業績を挙げた個人、または団体に原則 1 件に贈る。

（3）部門研究奨励賞は、システムインテグレーション部門講演会と、それ以外の主催・共催する講演会にて評価の高い研究発表を行った個人および共著者、それぞれ原則 1 件に贈る。

（4）部門若手奨励賞は、システムインテグレーション部門が主催・共催する講演会にて評価の高い研究発表を行った 35 歳以下（発表時年齢）の個人、原則 5 名に贈る。

（5）部門功績賞は、システムインテグレーションの分野に対し、顕著な貢献を行った個人、または団体に原則 1 件に贈る。

（6）部門貢献表彰は、部門主催の講演会等の運営で貢献した個人に贈る。

また、このほかに、部門運営委員会で特に認めた賞・表彰を設けることができる。

3. 受賞・表彰候補者の資格

部門賞・部門表彰の受賞者・表彰者は原則として計測自動制御学会会員（団体の場合は賛助会員）とし、当該賞を受賞したものを除く。ただし、受賞対象となる業績・功績は会員資格を有した期間のものには限定しない。

4. 部門賞候補者の推薦方法及び時期

（1）部門学術業績賞、部門技術業績賞、部門功績賞募集は公募によるものとし、推薦または本人よりの申請による。提出は、表彰委員会委員長あてとする。募集方法は、部門ホームページや部門主催講演会等で公示する。推薦締切は原則として当該年度の 6 月末日までとする。

(2) 部門研究奨励賞募集はシステムインテグレーション部門主催、あるいは共催の講演会の実行委員会による推薦、または公募によるものとする。実行委員会推薦は、当該講演会の実行委員会が候補者を選考し、原則として4月末日までに表彰委員会に推薦する。提出は、表彰委員会委員長あてとする。募集方法は、部門ホームページや部門主催講演会等で公示する。公募については、部門学術業績賞、部門技術業績賞、部門功績賞募集に準じる。なお、対象とする講演会は、原則として前年度の4月1日以降、当該年度の3月31日までに開催されたものとする。

(3) 部門若手奨励賞は、システムインテグレーション部門主催あるいは共催の講演会において、あらかじめ講演者本人により登録された者かつこれまでに本部門若手奨励賞を受賞していない者を対象として、座長に推薦を依頼し、推薦された候補者の中から表彰委員会を選考する。公募は行わない。部門若手奨励賞の登録作業から、座長推薦、表彰委員会委員長への候補者報告に至るまでの一連の作業は、当該講演会の実行委員会が担うものとする。手続き等については、部門ホームページや部門主催講演会等で公示する。なお、対象とする講演会は、原則として前年度の4月1日以降、当該年度の3月31日までに開催されたものとする。

(4) 部門運営委員会で特に認めた賞については、設置する賞の性格に従って随時定めるものとする。

5. 審査の方法

部門運営委員会の指名による表彰委員会（委員長は副部門長が担当）が部門賞候補者の中から選考し、推薦理由を付して、部門長に報告する。部門賞の最終決定は、システムインテグレーション部門運営委員会が行い、部門協議会を経て理事会に報告する。部門運営委員会で特に認めた賞については、部門運営委員会の承認により、表彰委員会が指名する選考委員で構成する選考委員会が授賞の選考および決定を行えるものとする。この場合、選考委員会はシステムインテグレーション部門運営委員会に授賞者を報告し、部門運営委員会は、部門協議会を経て理事会に報告する。

6. 表彰の方法

表彰はシステムインテグレーション部門長名により行い、受賞者に賞状と副賞を贈呈する。

7. 表彰の時期と場所

当該年度開催のシステムインテグレーション部門主催の講演会に併せて行う。部門運営委員会で特に認めた賞については、随時定めるものとする。

8. 経費

部門賞にかかわる一切の諸経費は、部門において負担する。

9. 規程の変更

この規程を変更しようとするときには、システムインテグレーション部門運営委員会の議を経て、部門協議会の承認を受け、理事会へ報告するものとする。

10. 各賞・表彰の英文名称

各賞の英文名称は次の通りとする。

- a) 学術業績賞：System Integration Award for Academic Achievement
- b) 技術業績賞：System Integration Award for Technological Achievement
- c) 研究奨励賞：System Integration Award for Outstanding Presentation
- d) 若手奨励賞：System Integration Award for Outstanding Young Researchers
- e) 功績賞：System Integration Award for Outstanding Contribution
- f) 部門貢献表彰：System Integration Certificate Merit for Outstanding Contribution

11. 付則

原則として、受賞・表彰候補者になった者は表彰委員会に入ることはできない。ただし、受賞・表彰候補を辞退することは妨げない。

原則として、同一年度において同一個人が複数の部門賞を受賞することはできない。

本規程は、平成 12 年 7 月 25 日より実施する。

本規程は、平成 12 年 11 月 13 日より改訂実施する。

本規程は、平成 14 年 4 月 10 日より改訂実施する。

本規程は、平成 17 年 11 月 18 日より改訂実施する。

本規程は、平成 23 年 11 月 21 日より改訂実施する。